

一般社団法人秦野伊勢原医師会個人情報保護規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、個人情報の保護が重要であることを踏まえ、個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を定めるとともに、本会が保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、基本的人権を擁護し、公正な事業推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人の関する情報で、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することで、特定の個人が識別されるもの
- (2) 実施機関 一般社団法人秦野伊勢原医師会、秦野市休日夜間急患診療所、伊勢原市休日夜間急患診療所、秦野訪問看護ステーション、秦野訪問介護ステーション、秦野伊勢原医師会居宅介護支援事業所、東、北地域高齢者支援センター、秦野市医師会、伊勢原市医師会
- (3) 実施機関の職員等 実施機関に登録された会員及び勤務する医師、職員等
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が、業務上作成し、又は、取得した個人情報で、その実施機関が保有しているもの
- (5) 個人情報取扱事務 個人の氏名、生年月日、その他の記述又は、個人別に付された番号、記号その他の符号により、個人を検索できる形で、個人情報が記録された情報を利用する事務
- (6) 特定個人情報 実施機関の職員が、業務上作成し、又は、取得した特定個人情報で、その実施機関が保有しているもの
- (7) 保有特定個人情報 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報
- (8) 本人 保有個人情報のその特定の個人
- (9) 情報機器等 本会及び本会が関係する組織で、情報機器等により構成された情報通信網で、電子的データ等処理する機能により事務処理を行う情報機器等（実施機関及び関係者の責務）

第3条 実施機関は、この規程の目的を達成するため、あらゆる対応を通じて個人情報の保護に取り組むことの重要性を認識し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について関係者及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の会員及び医師、職員等は、個人情報の保護の重要性を常に認識し、業務の範囲を超え、又は、その業務のために利用する目的以外の目的で保有する個人情報を閲覧することのないようにするとともに、本会が定める情報セキュリティの方針を理解し、遵守しなければならない。

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱っては、ならない。

ただし、事務若しくは、事業実施のために必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる事項

(個人情報取扱事務の登録等)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務を所管する部署等の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (4) 個人情報取扱事務に係る業務情報から検索できる個人の類型
- (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項

ア 個人情報を取り扱い目的及び利用する範囲

イ 個人情報の項目名

ウ 個人情報の収集先及び収集の方法

エ 個人情報の処理を行う事由

オ 個人情報を提供するとき、提供する範囲及び提供する個人情報の項目名並びに電子媒体により、個人情報を提供するとき、その事由。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、その個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。また、登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の規程により登録したときは、登録した事項を遅延なく報告しなければならない。

4 実施機関は、前第2項の規程により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を報告しなければならない。

5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を理事・役員会に公表しなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、それを取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、収集する個人情報の範囲について、その目的達成のために必要な限度を超えないものとする。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定により収集するとき。
- (2) 本人の同意に基づいて収集するとき。

- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公表された者から収集するとき。
- (5) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
- (6) 所在の不明、事理弁識能力の欠如等の理由により本人から収集することが困難なとき。

4 実施機関は、前項第3号又は第6号の規程に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、通知する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

5 法令等の規定による申請、届出その他これに類する行為に伴い、その申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者は、第3項第2号の規程に該当して収集されたものとみなす。

(適正な維持管理)

第9条 実施機関は、取扱目的に必要な範囲で、保有個人情報を正確、完全かつ最新のものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な処置を取らなければならない。

3 実施機関は、収集し、又は記録した保有個人情報を取扱目的に関して保有する必要がなくなったときは、速やかに、かつ確実に廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、医療又は研究等の資料として保存することとした保有個人情報については、この限りでない。

(実施機関の職員の責務)

第10条 実施機関の職員は、この規程に反して、職務上知れ得た個人情報を他人に知らせ、又は使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委託等に伴う処置等)

第11条 実施機関は、個人情報の取り扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部に係る業務を実施機関以外の者に委託するときは、個人情報の適切な取扱について、その業務を委託したもの（以下「受託者」という。）が取るべき処置をその契約において明らかにしなければならない。

2 実施機関は、その業務を地方公共団体等に行わせるときは、個人情報の適切な取扱について、その協定において明らかにしなければならない。

3 前2項の場合において、実施機関は、個人情報が不適切に取り扱われる恐れがあると認められるときは、その受託者に対し、報告を求め、又は必要に調査を行うものとする。

4 実施機関は、受託者に対し、個人情報の保護に必要な措置を取るよう指示するものとする。

5 受託者は、個人情報の保護に当たって必要と認めるときは、実施機関に対し、助言を求めることができる。

(受託者等の義務)

第12条 受託者は、その受託業務において、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止

その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な処置を取らなければならない。

2 受託者等に従事している者又は従事していた者は、この規程に反して、その受託業務等に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は使用してはならない。

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第 13 条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を収集したときの取扱目的以外の目的でその個人情報を利用し、又は本人以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定により利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意に基づいて利用し、又は提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて又は提供するとき。

(4) 前第 3 号に掲げる場合のほか、必要があると認めて、利用し、又は提供するとき。

2 実施機関は、前項第 3 号又は第 4 号の規程に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その目的等必要な事項を本人に対して文書により速やかに通知しなければならない。ただし、通知する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第 14 条 実施機関は、保有特定個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的でその保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規程にかかわらず実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的でその保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取扱目的以外の目的で利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがあると認めるときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第 15 条 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

(電子媒体等による提供)

第 16 条 実施機関は、番号法第 19 号各号のいずれかに該当するときでなければ、保有個人情報を電子媒体等により本人以外の者に提供してはならない。

(1) 法令等の特別の規定があるとき。

(2) 公益上の必要があり、かつ個人の権利利益を侵害する恐れがないと認められるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて又は提供するとき。

2 実施機関は、前項第 2 号に掲げる理由により本人以外の者に対して、電子媒体等による保有個人情報の提供に新たに開始しようとするときは、理事・役員会に報告しなければならない。また、その内容を変更するときも同様とする。

(保有個人情報の提供を受けるものに対する処置要求)

第 17 条 実施機関は、第 13 条第 1 項ただし書又は前条第 1 項の規程により保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けのものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の指定その他必要な制限を付し、又はその漏洩の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な処置を求めるものとする。

(開示を請求する権利)

第 18 条 何人も、実施機関に対してその実施機関が保有する自己の保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由があるものとして実施機関が定める場合における代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下これらの者を「代理人」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。この場合において、その実施機関が定める場合における代理人が開示請求をすることができる保有個人情報の内容は、実施機関が別に定める。

3 死者の個人情報は、次の各号のいずれかに該当する者に限り、開示請求をすることができる。

(1) 死者の法定代理人であった者

(2) 相続人(財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者を相続したことを原因として取得した権利義務に関する情報に限る。)

(3) 死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、2 親等以内の血族その他これらに準じる者として実施機関が定めるものであった者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、実施機関が理事・役員会に諮問し、その意見を聴いたうえで開示請求を認める者

(開示請求の手続)

第 19 条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した開示請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報の内容

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対してその開示請求に係る保有個人情報の本人又は前条第 2 項若しくは同条第 3 項各号のいずれかに該当する者であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(保有個人情報を開示する義務)

第 20 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求書を提出した者(以下「開示請求者」という。)に対し、その保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(第 18 条第 2 項又は第 3 項の規定による開示請求にあつては、その開示請求に係る保有個人情報の本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 25 条第 1 項において同じ。)に関する情報で、開示することにより著しい支障が生じると認められるもの
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人のその事業に関する情報を除く。)で、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の著作権その他の知的財産権を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により何人に交付が認められている情報
 - イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ウ 公務員等(国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に関する情報のうち、その公務員等の職及び氏名並びにその職務遂行の内容に係る部分。ただし、その公務員等の職又は氏名に係る部分を開示することにより、その公務員等の個人の権利利益を不当に害すると認められる場合にあつては、その部分を除く。
 - エ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報で、開示することが公益上必要であると認められるもの
 - オ 人の生命、健康、名誉、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - カ 本会の事務又は事業に関して開催された会議等に参加した法人等の従業者(その法人等の管理職以上の職にある者に限る。)のその会議等に関する情報のうち、その法人等の従業者の職及び氏名に係る部分。ただし、その法人等の従業者の職又は氏名に係る部分を開示することにより、その法人等の従業者の個人の権利利益を不当に害すると認められる場合にあつては、その部分を除く。
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人のその事業に関する情報で、開示することによりその法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、名誉、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 本会の機関内部若しくは機関相互又は本会の機関と関係団体等との間における情報で、開示することにより率直な意見の交換若しくは自由な意思決定が不当に損なわれると認められるもの、不当に市民の間に混乱を生じさせると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (5) 本会又は関係機関等が行う事務又は事業に関する情報で、開示することにより次に掲げる支障を生じると認められるものその他その事務又は事業の性質上、その事務又は事業の適正な遂行を不当に妨げると認められるもの
 - ア 業務等に関して、正確な事実の把握を困難にするもの又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするもの
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関して、本会又は関係機関等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するもの

- ウ 調査研究に係る事務に関して、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するもの
- エ 人事管理に係る事務に関して、公正かつ円滑な人事の確保を不当に阻害するもの
- オ 本会、関係機関若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関して、その企業経営上の正当な利益を害するもの
- (6) 開示しないとの条件で実施機関に提供された情報で、その個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他のその条件を付することがその情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、名誉、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (7) 法令等の規定その他実施機関が法律上従う義務を有する国及び神奈川県又は日本医師会、神奈川県医師会の機関からの指示により開示することができないとされている情報
- (8) 開示することにより人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生じると認められる情報
- (9) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた情報で、開示請求の対象となった保有個人情報の開示をすることがその未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるもの
- (部分開示の実施)

第 21 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、その非開示情報を容易に、かつ、その開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離することができるときは、その非開示情報が記録されている部分を除いてその保有個人情報を開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号に該当する情報(開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、その情報のうち、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の著作権その他の知的財産権が害されると認められないときは、その部分を除いた部分を同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
- (裁量的開示の実施)

第 22 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、その保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報の取扱い)

第 23 条 開示請求に対し、その開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、その保有個人情報の存否を明らかにしないで、その開示請求に対する諾否の決定を拒否することができる。

- 2 実施機関は、前項の規程により開示請求に対する諾否の決定を拒否したときは、その旨を理事・役員会に報告しなければならない。
- (開示請求に対する決定等)

第 24 条 実施機関は、開示請求があったときは、その日の翌日から起算して 15 日以内に、その開示請求に対する諾否の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規程により諾否の決定をしたときは、開示請求者に対して文書により通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部について非開示の決定をするとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときを含む。)は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その保有個人情報の開示を拒む理由がなくなる期日又は時期をあらかじめ明示することができるときは、その期日又は時期を明らかにしなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由のため第 1 項に規程する期間内に諾否の決定をすることができないときは、同項に規程する期間を開示請求があった日の翌日から起算して 60 日以内に限り、延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対してその延長の期限及び理由を付した文書により通知しなければならない。ただし、実施機関は、その開示請求に係る保有個人情報が一つの情報であっても、合理的にその情報を分割することにより第 1 項に規程する期間内に諾否の決定をすることが可能となる部分があるときは、その部分について、同項に規定する期間内に諾否の決定をするように努めなければならない。
- 5 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して 60 日以内にそのすべてについて諾否の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じると認めるときは、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報のうちの一定の部分についてその期間内に諾否の決定をし、残りの部分の保有個人情報については相当の期間内に諾否の決定をするものとする。この場合において、実施機関は、第 1 項に規程する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの部分の保有個人情報について諾否の決定をする期限
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 25 条 実施機関は、開示請求に対する諾否の決定をする場合において、その開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外のもの(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、その第三者に対し、その保有個人情報の内容を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示請求に係る保有個人情報を開示する決定(一部を開示する決定を含む。以下「開示決定」という。)に先立ち、その第三者に対し、その保有個人情報の内容を文書により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、その第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合において、その情報が第 20 条第 2 号才、同条第 3 号ただし書又は同条第 6 号ただし書に規程する情報に該当すると認めるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報に第 20 条の規程により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規程により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後その意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を文書により通知しなければならない。

(開示の実施)

第 26 条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対してその保有個人情報を遅滞なく開示しなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報を開示する場合において、その一部の開示又は管理若しくは保存のために必要があると認めるときは、その写し又は他の情報と分離することにより行うことができる。

3 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴取又はフィルムをプリントした紙若しくはプリンターにより打ち出された文書の閲覧若しくは交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)については情報技術の進展状況に応じて実施機関が定める方法により行うものとする。

(費用負担)

第 27 条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 写しの交付を行う場合におけるその写しの作成に要する費用は、開示請求者の負担とし、その額並びに徴収の方法及び時期は、規程で定める。

(訂正を請求する権利)

第 28 条 何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について事実と誤りがあると判断するときは、その実施機関に対してその保有個人情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第 18 条第 2 項及び第 3 項の規程は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第 29 条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の内容

(3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第 19 条第 2 項の規程は、訂正請求の手続について準用する。この場合において、「開示請求」とあるのは「訂正請求」と読み替えるものとする。

- 3 訂正請求をしようとする者は、事実の誤りを証することができる書類その他の資料を訂正請求書に添付しなければならない。ただし、実施機関が必要でないときは、この限りでない。

(保有個人情報を訂正する義務)

第 30 条 実施機関は、訂正請求があった場合において、その訂正請求に理由があると認めるときは、その訂正請求に係る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、その保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第 31 条 実施機関は、訂正請求があったときは、その日の翌日から起算して 15 日以内に、その訂正請求に係る保有個人情報を訂正するか否かを決定(一部を訂正するか否かの決定を含む。)しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規程により訂正するか否かを決定したときは、訂正請求者に対して文書により直ちに通知しなければならない。この場合において、実施機関は、その通知書にその理由を付さなければならない(全部を訂正する場合を除く。)
- 3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由のため第 1 項に規程する期間内に訂正するか否かを決定できないときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日の翌日から起算して 60 日以内に限り、延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対してその延長の期限及び理由を付した文書により通知しなければならない。ただし、実施機関は、その訂正請求に係る保有個人情報が一つの情報であっても、合理的にその情報を分割することにより第 1 項に規程する期間内に訂正するか否かを決定することが可能となる部分があるときは、その部分について、同項に規程する期間内に訂正するか否かを決定するように努めなければならない。
- 4 実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して 60 日以内に訂正するか否かを決定することにより事務の遂行に著しい支障が生じると認めるときは、第 1 項及び前項の規程にかかわらず、相当の期間内に訂正するか否かを決定するものとする。この場合において、実施機関は、第 1 項に規程する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正するか否かを決定する期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 32 条 実施機関は、訂正するか否かの決定をする場合において、訂正請求に係る保有個人情報に訂正請求者(第 28 条第 2 項において準用する第 18 条第 2 項又は第 3 項の規程による訂正請求にあつては、その訂正請求に係る保有個人情報の本人をいう。)以外のもの(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、その第三者に対し、その保有個人情報の内容を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規程により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその保有個人情報の訂正に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する決定(一部を訂正する決定を含む。以下「訂正決定」という。)をするときは、訂正決定の日と訂正を実施する日との間に少なくとも 15 日間置

かなければならない。この場合において、実施機関は、訂正決定後その意見書を提出した第三者に対し、訂正決定をした旨及びその理由並びに訂正を実施する日を文書により通知しなければならない。

(訂正の実施、通知等)

第 33 条 実施機関は、訂正決定をしたときは、その訂正請求に係る保有個人情報を遅滞なく訂正しなければならない。

2 実施機関は、前項の規程により保有個人情報を訂正したときは、訂正請求者に対してその訂正の内容、方法、時期等を明らかにした文書により直ちに通知しなければならない。

3 第 25 条第 1 項の規程は、保有個人情報の訂正について準用する。

(訂正をした場合の提供先への処置の要求等)

第 34 条 実施機関は、訂正決定による保有個人情報の訂正をした場合において、第 16 条第 1 項各号の規程に該当してその保有個人情報を提供しているときは、その提供を受けているものに対して、文書によりその提供に係る個人情報の訂正をするように速やかに求めなければならない。

2 前項の場合において、その訂正を求められたものは、その結果を文書により実施機関に報告しなければならない。

3 実施機関は、前項の規程による報告があったときは、訂正請求者に対して、その報告の内容を文書により通知しなければならない。ただし、第 13 条第 2 項ただし書の規程により通知をしなかったときは、この限りでない。

(利用停止を請求する権利)

第 35 条 何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると判断するときは、その実施機関に対してそれぞれの各号に定める処置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

(1) 次のいずれかに該当するとき。 その保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第 6 条の規程に違反して取り扱われているとき。

イ 第 8 条第 1 項から第 3 項までの規程に違反して収集されているとき。

ウ 第 13 条第 1 項又は第 13 条の 2 の規程に違反して利用されているとき。

エ 番号法第 20 条の規程に違反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号法第 28 条の規程に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(2) 第 13 条第 1 項又は第 13 条の 3 の規程に違反して提供されているとき。 その保有個人情報の提供の停止

2 第 18 条第 2 項及び第 3 項の規程は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求の手続)

第 36 条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の内容

(3) 保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を求める箇所及び利用停止の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第21条第2項の規程は、利用停止請求の手續について準用する。この場合において、「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と読み替えるものとする。

(保有個人情報を利用停止する義務)

第37条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、その利用停止請求に理由があると認めるときは、その実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、その利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。

(準用)

第38条 第31条から第33条までの規程は、利用停止請求について準用する。この場合において、「訂正請求」とあるのは「利用停止請求」と、「訂正」とあるのは「利用停止」と、「訂正請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、「訂正決定」とあるのは「利用停止決定」と、「第28条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

(利用停止をした場合の提供先への処置の要求等)

第39条 実施機関は、利用停止決定による保有個人情報の利用停止をした場合において、第13条第1項各号の規程に該当してその保有個人情報を提供しているときは、その提供を受けているものに対して、文書によりその提供に係る個人情報の消去又は利用の停止をするように速やかに求めなければならない。

2 前項の場合において、その消去等を求められたものは、その結果を文書により実施機関に報告しなければならない。

3 実施機関は、前項の規程による報告があつたときは、利用停止請求者に対して、その報告の内容を文書により速やかに通知しなければならない。ただし、第13条第2項ただし書の規程により通知をしなかつたときは、この限りでない。

(不服申立ての取扱い)

第40条 第24条第1項に規程する開示請求に対する決定又は第31条第1項に規程する訂正請求に対する決定(第36条により利用停止請求について準用する場合を含む。)について、不服申立てがあつた場合において、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利子・役員会に速やかに諮問し、その議を経て、決定又は裁決を行わなければならない。

(1) 不服申立てを不適法として、却下するとき。

(2) 不服申立てに対する決定又は裁決で、開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定(開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の全部を開示し、訂正し、又は利用停止する旨の決定を除く。以下この号及び第4項第2号において同じ。)を取り消し、又は変更し、その不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示し、訂正し、又は利用停止することとするとき。ただし、その開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定について第25条第3項又は第32条第2項(第36条により利用停

止請求について準用する場合を含む。)に規程する意見書(以下この条において「反対意見書」という。)が提出されているときを除く。

- 2 実施機関が前項第 2 号の規程により審査会に諮問することなく不服申立てに対する決定又は裁決を行ったときは、その不服申立ての事案の概要を理事・役員会に報告しなければならない。
- 3 第 1 項の規程により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。
 - (1) 不服申立人及び参加人
 - (2) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求をした者(その者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) その不服申立てに係る開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定について反対意見書を提出した第三者(その第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- 4 第 25 条第 3 項及び第 32 条第 2 項(第 38 条により利用停止請求について準用する場合を含む。)の規程は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。
 - (1) 開示決定、訂正決定又は利用停止決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
 - (2) 不服申立てに係る開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定を変更し、その決定に係る保有個人情報を開示し、訂正し、又は利用停止する旨の決定又は裁決(第三者が反対意見書を提出している場合に限る。)
- 5 不服申立てに対する決定又は裁決は、その不服申立てがあった日の翌日から起算して 120 日以内に行うものとする。
(理事・役員会の調査権限等)

第 41 条 前条第 1 項の規程による諮問に基づき、理事・役員会が行う調査に係る権限等、意見書等の提出及び意見の陳述並びに会議の公開については、別に定める。
(法令等との調整)

第 42 条 第 18 条から第 27 条までの規程は、法令等の規定により保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の縦覧、閲覧又は謄本、抄本等の交付が認められている場合にあつては、その法令等が定める方法(開示の期間が定められている場合にあつては、その期間内に限る。)と同一の方法による開示については、適用しない。

- 2 第 28 条から第 34 条までの規程は、法令等の規定により保有個人情報の訂正が認められている場合における保有個人情報の訂正については、適用しない。
- 3 第 35 条から第 39 条までの規程は、法令等の規定により保有個人情報の利用停止が認められている場合における保有個人情報の利用停止については、適用しない。
(あらかじめ定める文書に係る口頭による閲覧請求)

第 43 条 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、実施機関があらかじめ定める文書については、その文書に記録された情報に係る本人は、実施機関に対して本人であることを明らかにしたうえで、口頭によりその文書の閲覧を請求することができる。

- 2 実施機関は、前項の規程により文書の閲覧の請求があったときは、閲覧の請求をした者に対してその文書を直ちに閲覧できるようにしなければならない。
- 3 第1項の規程により文書の閲覧を請求することができる情報に係る範囲及び期間並びに前項の規定により閲覧できる場所は、実施機関が定める。

(保有法人情報の開示)

第44条 保有法人情報の開示に関する規程は、保有法人情報(実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した法人情報(法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人のその事業に関する情報で、特定の法人その他の団体又は個人が識別され、又は他の情報と照合することで特定の法人その他の団体又は個人が識別され得るものをいう。))で、行政情報として、その実施機関が保有しているものをいう。)の開示について準用する。

(苦情の処理)

第45条 実施機関は、その実施機関における個人情報の取扱いについて苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(関係団体の責務)

第46条 本会が基本財産等を負担する団体のうち、規程で定める基準に従い会長が指定するもの(以下「関係団体」という。)は、この規程の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の保護に必要な処置をとるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止(以下「開示等」という。)について、開示等の申出の手続、開示等の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手続その他必要な事項を定めた規程を整備し、その規程を適正に運用するように努めなければならない。

- 2 本会は、関係団体における個人情報の適正な取扱いが確保されるように必要な支援を行うとともに、前項に定める規程の整備、その規程の適正な運用その他必要な事項について指導を行わなければならない。
- 3 関係団体は、開示等の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、本会に対し、助言を求めることができる。

(運用状況の公表)

第47条 会長は、少なくとも毎年度1回、この規程の運用状況について関係者に公表するものとする。

(委任)

第48条 この規程の実施について必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、この規程に反して、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子媒体等により検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第 50 条 前条に規程する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 51 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、その職務のために利用する目的以外の目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 52 条 受託者等の代表者又は受託者等の代理人、使用人その他の従業者が、その受託業務等に関して第 47 条又は第 48 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その受託者等に対しても、各本条に規程する罰金刑を科する。

第 53 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。